

○福津市自動車駐車場条例施行規則

平成23年4月1日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市自動車駐車場条例(平成22年福津市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用できる車両)

第2条 条例第6条に規定する駐車場を利用できる車両は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものとする。

(1) 有料の駐車場 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、車長5メートル、車幅2メートル、車高2.1メートルをそれぞれ超えないもの

(2) 無料の駐車場 法第2条第1項第9号に規定する自動車

(使用料の納付)

第3条 条例第7条に規定する使用料(条例第17条第1項の規定により、指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合にあっては、利用料金。次条において同じ。)の納付は、駐車場から車両を出庫させる際に、現金を自動料金精算機に投入し、納付しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 条例第8条の規定による使用料の減免は、駐車場を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者及びその介護者が利用する場合

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者及びその介護者が利用する場合

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が利用する場合

(4) 前3号のほか、市長が特別の理由があると認めた場合

2 前項の規定により使用料を減免することとした者の使用料は、駐車した時から2時間までは無料とし、2時間を超えた時から1時間までごとに100円とする。

3 使用料の減免を受けようとする者は、退場する前に、減免の理由を証する書類を提示しなければならない。

(継続駐車の間)

第5条 条例第14条第1項に規定する期間は、7日間とする。

(保管自動車の処理)

第6条 条例第15条第2項に規定する期間は、2月とする。

(使用料の収納委託)

第7条 条例第7条に規定する使用料の収納については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私人にその事務を委託することができる。

(使用料の収納の事務手続)

第8条 前条の規定により収納事務の委託を受けた者の当該事務に係る手続及び執行は、福津市財務規則(平成17年福津市規則第138号)第59条の規定による。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、駐車場に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。